

〔論 説〕

フランス法における債務法改正後の債権譲渡

ピエール クロック*

齋藤 由起 訳**

2016年2月10日のオルドナンスによるフランスの債務法改正は、これまで売買に関する第3編第6章の中に定められていた債権譲渡の規定と、1804年民法典の起草者らが予想していなかった負債譲渡と契約譲渡の規定を、債務に関する一般法を定める民法典第3編第3章及び第4章の中に配置した。

このような配置は、上の3つの項目について同じようになされたわけではない。

まず、契約譲渡は、契約当事者の一方がその契約上の地位を第三者に譲渡し、この第三者が譲渡人の代わりに契約当事者になるというものであるが、これは、契約当事者の一方が、もはや契約を履行することができないか、または履行するつもりがないにもかかわらず、契約が存続することを可能にする制度である。したがって、この制度は、契約の効力に関する規定の中に定められる。

次に、債権譲渡と負債譲渡は、契約又はその他の債務発生原因から生じる債務に関する取引操作であるため、これらは債務に関する一般制度（régime général des obligations）の中に規定される。したがって、一般法上の債権譲渡に関する新しい法制度は、2016年10月1日から、民法典1321条ないし1326条の中に規定されている。

2016年2月10日のオルドナンスによって生まれた一般法上の債権譲渡に関する新しい法制度は、1981年1月2日の法律（いわゆる「ダイイ法」）によってフランス法に導入された事業債権譲渡（いわゆる「ダイイ譲渡」）に関する法制度の影響を強く受けたものである。しかし他方で、これからみていくように、一般法上の債権譲渡に関する今般の改正もまた、ダイイ譲渡に関する法制度に影響を及ぼすものである。

そこで、本講演は、一般法上の新債権譲渡とダイイ譲渡の間の相互影響を明らかにすることを目的とする。そのために、第一に、ダイイ譲渡が一般法上の債権譲渡に関する新しい法制度を生み出した債務法改正に及ぼした影響（Ⅰ）、第二に、逆方向の影響関係として、債務法改正がダイイ譲渡に及ぼす影響（Ⅱ）、という2点について論じたい。

編集部注* バンテオン＝アサス（パリ第2）大学教授

** 大阪大学大学院法学研究科准教授

I. 債務法改正に対するダイイ譲渡の影響

まず初めに、債務法改正に対するダイイ譲渡の影響は、一般法上の債権譲渡に関する新しい法制度をみれば明らかである (A)。他方で、ダイイ譲渡は、一般法上の新債権譲渡の機能に対しても影響を及ぼし得るであろう (判例がこの問題について立場を明らかにしなければならないときがくれば、語ることになるだろう) (B)。

A. 一般法上の新債権譲渡に対するダイイ譲渡の明白な影響

一般法上の債権譲渡に関する新しい法制度がダイイ譲渡に関する法制度をモデルにしたものであることは、明白である。

というのも、改正により、一般法上の債権譲渡は書面によって確認しなければならず、これに反する場合には無効となり (民法典1322条)、したがって、一般法上の債権譲渡は、改正前とは異なり、ダイイ譲渡に倣って厳粛契約になったからである。

しかしながら、一般法上の債権譲渡における要式主義の登場は、債権譲渡を第三者に対抗可能とするために必要な方式が緩和されたことによって、十分に埋め合わせられている。改正債務法の施行前、一般法上の債権譲渡の第三者対抗要件としては、譲渡債権の債務者への送達¹⁾又は債務者による譲渡の承諾が要求されていたが (民法典旧1690条)、これに対し、ダイイ譲渡は、何らの方式を要せず²⁾、譲渡明細書に付された日付から第三者に対抗可能である (通貨金融法典 L. 313-27条)。

このように債権譲渡が即時に第三者に対抗可能となることは、今日では、もはやダイイ譲渡に特殊なものではない。というのも、債務法改正によって、これが一般法上の債権譲渡についての準則になったからである。争いがある場合には、一般法上の新債権譲渡においてもダイイ譲渡におけるのと同様に、譲受人が譲渡の日付について証明責任を負うことになる (民法典1323条2項、通貨金融法典 L. 313-27条4項)。

ここでは、債務法改正後のフランス法においては、債権の移転はすべて、移転の法的性質を問わず、方式の履踐を要せずに第三者に対抗可能となることを指摘することができる。つまり、一般法上の債権譲渡、ダイイ譲渡、証券化 (titrisation) のみならず、ファクタリングや債権の信託的譲渡 (transfert de créance dans un patrimoine fiduciaire) の場合についても、同様に扱われ

1) この通知は、譲渡債権の債務者の倒産手続において譲受人がする債権届出によっても、なされたものとみなされる (C.A. Paris, 10 septembre 2001, *D.* 2001, p.2974)。

2) 譲渡は、それがなされると同時に第三者に対抗可能となり、第三者対抗要件として債務者への通知は必要ない。例えば、譲渡後かつ譲渡通知前に第三債務者への差押通知が譲渡債権の債務者に到達した事案において、譲受人が優先することを認めた判決 (T. com. Paris, 10 novembre 1999, *Banque et droit*, n° 72, juillet-août 2000, p.61)、また、譲渡後かつ譲渡通知前に譲渡債権について帰属差押えがなされた事案において、譲受人が差押債権者に優先することを認めた判決 (Cass. com., 26 novembre 2003, n° 0103.685, *Bull. civ.* IV, n° 176; *D.* 2004, p.133; *Banque et droit*, n° 94, mars-avril 2004, p.58 s., obs. Bonneau Th.; *RTD com.*, 2004, p.138, obs. Cabrillac M.; *D.* 2004, Som. p.1485, obs. Taormina G.) がある。

る。さらに、この準則は、債権質権の場合にも採用されている。

このようにせざるを得なかったのは、国家が債権移転に関する電子登録簿を創設しない限り、債権の移転について絶対的に信頼できる公示システムを構築することはできないが、このような電子登録簿は、1つの債権をめぐる複数の権利者間の争いが実務上稀であることからすれば、期待されるメリットと比べて完全に費用倒れになってしまう、という事情による。このことが、銀行が債権譲渡に関する公示の義務化に断固として反対した理由である。

ただし、無方式による即時対抗可能の原則は、譲渡債権の債務者との関係には適用されない。一般法上の新債権譲渡の場合について、ここでもまたダイイ譲渡の例に従って、民法典1324条1項は、債務者が譲渡に同意した場合、譲渡が債務者に通知された場合又は債務者がこれを確認 (*prendre acte*) した場合 (すなわち、債務者が譲渡を承諾 [*accepter*] した場合) にしか、譲渡は債務者に対抗できないと規定する。その結果として、同条2項は、第1項に続けて、債務者は、譲渡が債務者に対抗可能となる前に生じた抗弁は全て譲受人に対抗することができ、この日より後に生じた抗弁も、負債に内在するものに限って例外的に、譲受人に対抗できると規定する³⁾。

一般法上の債権譲渡の対抗に関する制度は、ダイイ譲渡の対抗に関する制度から非常に強い影響を受けているので、ダイイ譲渡の譲受人 (受益者) と第三者との間の争いについて形成された判例法理が、一般法上の新債権譲渡にも妥当し得るのは当然である。このことは、1つの債権をめぐる二重譲受人間の争いの場合について、明文によって認められている。民法典1325条は、「1つの債権について順次の譲受人が競合する場合には、日付において先じた者に有利に解決される」と明確に規定するが、これは、ダイイ譲渡の場合について既に採用されていた判例法理⁴⁾を再録したものにすぎない。一般法上の債権譲渡について今後生じてくる紛争類型で、ダイイ譲渡について既に生じていたものについても⁵⁾、ダイイ譲渡に関する判例法理の考え方が妥当すると言えるだろう。

ところで、ダイイ譲渡の影響は、以上のことに限られるものではなく、一般法上の新債権譲渡が担う機能にも関係してくるといえるだろう。

-
- 3) この規定はダイイ譲渡に関する破産院の判例法理を再録しただけであるが、立法者は判例法理をさらに一歩進めているように思われる。というのも、一般法上の新債権譲渡においては、通知されていない譲渡は債務者に全く対抗することができないからである。ダイイ譲渡においては、債務者への通知がなされていない譲渡も債務者に対抗することができ、債務者への通知を欠くことは、譲渡人が黙示的又は明示的に有する譲受人の名における弁済受領の委任が撤回されないという効果を生じるにとどまる。しかしながら、後述するように、判例は、債務者に通知されていないダイイ譲渡が債務者に対抗できないかのように扱っているので、この違いは見かけ上のものにすぎない。
- 4) 例えば、1つの債権の譲渡についての2つの異なる通知を受領した債務者は、債権が最初に債権譲渡を受けた信用機関に支払わなければならないとした判例 (Cass. com., 12 janvier 1999, *Bull. civ.* IV, n°8; *RTD com.*, 1999, p.479 s. obs. M. Cabrillac; *RD bancaire et de la bourse* 1999, p.95 s., obs. F. J. Crédot et Y. Gérard; *Dalloz Affaires*, 1999, p.336, obs. X.D.) がある。
- 5) 例えば、①元請人から報酬債権を譲り受けた譲受人と直接訴権を行使する下請人との間の争い、②所有権留保条項付売買の目的物が転売された場合において、転売代金債権上に〔代位により〕及ぶ留保所有権の受益者 (留保所有権者) と買主 = 転売主から転売代金債権の譲渡を受けた銀行との間の争いがこれに当たる。

B. 一般法上の新債権譲渡の機能に対するダイイ譲渡の潜在的な影響

債務法が改正される前、破毀院商事部2006年12月19日判決は、ダイイ法譲渡とは異なり、一般法上の債権譲渡を担保目的で行うことはできず、担保目的の債権譲渡は債権質権として再法性決定されなければならないとした⁶⁾。この説示は、当時、学説からの大批判にさらされた。というのも、第一に、それ以前の判例はむしろ、破毀院が反対の解決に向かうだろうと思わせるものであったからであり⁷⁾、第二に、担保目的の債権譲渡を一般法上否定することにはきちんとした法的根拠がなかったからであり⁸⁾、第三に、カタラ委員会による債務法改正草案は、破毀院とは反対に、担保目的の債権譲渡を明文によって承認することを提案していたからである⁹⁾。

- 6) Cass. com., 19 décembre 2006, n° 05-16.395, *RLDC* mars 2007, n° 35, p.38, obs. Ansault J.-J.; *JCP G* 2007, I, 161, n° 16, obs. Barthez A.-S.; *Act. proc. coll.* 2007, n° 72, obs. Bonhomme R.; *JCP G* 2007, II, 10067, rapp. Cohen-Branche M. et note Legeais D.; *RD bancaire et financier* 2007, p.14 s., obs. Crédot F.-J. et Samin Th.; *RTD civ.* 2007, p.160, obs. Crocq P.; *Petites Affiches*, 18 juillet 2007, n° 143, p.22 s., obs. Danos F.; *JCP G* 2007, I, 158, n° 26, obs. Delebecque Ph.; *D.* 2007, p.76 s., obs. Delpech X.; *RLDC* 2007, n° 36, p.29, note Houtcieff D.; *Banque et droit*, n° 112, mars-avril 2007, p.61 s., obs. Jacob F.; *RDC* 2007, p.273 s., obs. Laithier Y.-M.; *D.* 2007, p.344 s., note Larroumet Ch.; *JCP E* 2007, 1131, note Legeais D.; *RTD com.*, 2007, p.217 s., obs. Legeais D.; *Dr. et patrimoine* novembre 2007, p.73 s., obs. Mattout J.-P. et Prüm A.; *LPA* 2007, n° 42, p.10, note Prigent S.; *Defr.* 2007, art. 38562, n° 29, p.448 s., obs. Savaux E.; *Defr.* 2008, art.38726, p.414 s., obs. Théry Ph.; *adde*: Adelle J.-F., “L’adoption de la fiducie a-t-elle remédié à la prohibition des cessions de créance en garantie de droit commun”, *RD bancaire et financier* 2007, p.48 s.; Auckenthaler F., “Cession de créance en garantie innomée et compétitivité du droit français”, *Mélanges AEDBF-France*, tome VI, RB Édition, 2013, p.57 s.; Aynès L., “La cession de créance à titre de garantie: quel avenir?”, *Dr. et patr.* avril 2007, p.28 s.; Beuzelin V., “Cession de loyer à titre de garantie ou nantissement de créance, que faire?”, *RLDC* novembre 2007, p.28 s.; Dammann R. et Podeur G., “Cession de créances à titre de garantie: la révolution n’a pas eu lieu”, *D.* 2007, p.319 s.; Houtcieff D., “A la recherche de la cession de créance réalisée à titre de garantie”, *RLDC* mars 2007, p.29 s.
- 7) 2006年以前に、判例はこの点について明確に判断していたわけではない。破毀院第一民事部2001年3月20日判決は、破毀院が一般法上の担保目的の債権譲渡を黙示的に認めていると思わせるものであったが、この判決はこの解釈を確実に導き出すことができるほど十分に明確なものではなかった (Cass. 1^o civ., 20 mars 2001, “Banque Sovac immobilier c. M. Fabre, ès qual.”, N° 9914.982, *Bull. civ.* I, n° 76; *D.* 2001, p.3110 s., note L. Aynès; *JCP G* 2002, II, 10125, note Goaziou I.; *Banque*, décembre 2001, p.76, obs. J. L. Guillot; *RD bancaire et financier* 2001, p.349, obs. D. Legeais)。判例は、非常に頻繁に、擬制的な賃料の受取指図の効果を生じさせていたことを指摘することができる。それは、被指図人と称する者に引き受けるべき約務が存在しない場合に、現実には、賃料債権の譲渡担保に相当する (Cass. com., 4 octobre 2005, n° 04-14.722, *Bull. civ.* IV, n° 198; Cass. com., 3 mai 2006, n° 04-17.283, *Bull. civ.* IV, n° 104; *RD bancaire et financier* 2006, n° 94, obs. D. Legeais)。
- 8) 新しい形の所有権担保を創設することが、物的担保の物権法定主義の原則にも民法典の他のいかなる要請とも抵触しない限り、契約自由の原則が適用されるため、担保目的での債権譲渡は理論的に可能である (この点について、P. Crocq, “*Propriété et garantie*”, préf. M. Gobert, *Bibl. de droit privé*, tome 248, L.G.D.J., 1995, n° 153 s. et 252 s.を参照されたい)。
- 9) カタラ委員会による債務法改正草案は、草案1257-1条において、「債権は、代金の約定なくして、担保目的でその所有権を譲渡され得る。譲受人がその権利の満足を受け、又は他の理由により被担保債務が消滅したときは、それは譲渡人に戻される。」としていた。また、グリマルディ委員会による担保法改正草案は、担保のための所有権移転を一般的に認めることを提案したが、この提案は、信託制度全体 (管理信託 [fiducie-gestion]、

債務法改正は、破産院2006年判決とは反対に、一般法上の債権譲渡が担保目的で行われることを許しているのであろうか。債務法改正は、この問題に対する立場をはっきりと述べてはいないが、2016年2月10日のオルドナンス131号によってカタラ草案の提案が再録されなかったことを考慮すれば、この可能性を暗に拒絶したと考えることもできるだろう。

しかしながら、債務法改正が、一般法上、担保目的の債権譲渡を認める可能性を暗に開いていることは、互いに関連しあう次の2つの要素から明らかになる。すなわち、第一に、債権譲渡は、現在では売買とは無関係のものとして規律されているのであり、このことは、債権譲渡が売買とは異なる機能を有し得ることを意味している。また、第二に、第一の要素の当然の帰結として、民法典1321条第1項によれば、債権譲渡はもはや代金と引き換えになされる必要はなく、債権譲渡は、あらゆる担保権の設定と同様に、有償又は無償ですることができる。

したがって、判例は、債権譲渡の新規定に依拠して展開し得るので、一般法上の担保目的の債権譲渡を認めることもあり得よう。

一般法上の担保目的の債権譲渡を認めることが時宜にかなったものといえるかは、疑わしいといえるだろう。適用範囲の限定性を理由としてダイイ譲渡を利用できない事案については、債権質権を利用する可能性が残されているが、債権質権には、2006年の担保法改正以降、質権の目的たる債権の債務者に質権設定が通知されると、質権者に、質権の目的たる債権の支払について排他的権利が付与されているという点において¹⁰⁾、担保目的の債権譲渡と非常に近い効力があるからである。

しかしながら、一般法上の担保目的の債権譲渡を認めることには、ダイイ譲渡を利用することができない事案において、少なくとも次の2つのメリットがあるだろう。第一に、担保目的の債権譲渡を認めれば、譲渡債権を被担保債権とする担保を譲受人に移転することが可能になるが、これは単なる質権によっては不可能である。第二に、担保目的の債権譲渡は、外国の投資家を安心させることができるだろう。外国の投資家は、実務上、その債務者から「譲渡 (assignment)」、すなわち、譲渡担保を取得することを習慣としており、単なる債権質権の設定を受けたいわけではないからである。

もっとも、民法典において担保目的の債権譲渡を一般的に認めることは、譲渡の承諾（債務法改正により、今日では譲渡の「確認」と呼ばれるもの）に関する準則の修正をもたらすことになるだろう。

ここでもまた、ダイイ譲渡に関する法制度と比較してみることが興味深い。というのも、ダイイ譲渡の場合には、承諾は、譲渡債権の債務者から譲受人に対する抗弁の対抗可能性を奪ってし

信託担保 (fiducie-sûreté) にわたる広範な改正は次の機会に行う予定であることを理由に、一時的に改正対象から外されたに過ぎなかったものであり、当時の司法省の真意は、一般法上の担保目的の債権譲渡の承認を拒絶しようとするものではなかった。

10) Cass. com., 26 mai 2010, *Société GOBTP*, n° 09-13388, *Bull. civ. IV*, n° 94; *RTD civ.* 2010, p.597, obs. P. Crocq; *RDC* 2010, p.1338, obs. A. Aynès; *Dr. et patr.* sept. 2010, p.96, obs. Ph. Dupichot; *JCP G* 2011, 226, n° 19, obs. Ph. Delebecque.

まう点で譲渡債権の債務者にとって危険な行為であるので、立法者はこの承諾を要式主義に服せしめており¹¹⁾、この要式主義は譲渡債権の債務者の同意を保護するためのものであるため、破産院もこれを厳格に遵守させているからである¹²⁾。もし一般法上の担保目的の債権譲渡が認められていたならば、この場合には必然的に、譲渡債権の債務者の保護が問題とならざるを得なかったであろう。

ところが、現状においては、改正により「確認」と呼ばれることになった承諾はなんらの方式にも服していないが、民法典1347-5条の適用により、承諾は、譲渡債権の債務者が相殺の抗弁を援用できる可能性を失わせるため、ダイイ譲渡の承諾の効果に極めて近い効果を生じるのである¹³⁾。したがって、一般法上の担保目的の債権譲渡を認めることは、承諾が方式を備えたものでなく、また、事業者ではない債務者が承諾することを禁止されていないとすれば、危険なものとなるだろう。

11) 通貨金融法典L.313-29条1項は、承諾は、「事業債権の譲渡又は質権設定の承諾証書」という標題の書面によって確認されなければならない、これに反する場合には、無効となると規定する。

12) 判例は、承諾によって譲渡債権の債務者が引き受ける約務の範囲が広いので、この要式主義を遵守するよう厳格に留意している。したがって、破産院は、債務者が、書面において異議をとどめずに債権の譲渡を承認した場合であっても、通貨金融法典L.313-29条の要求する文言で書かれていないときは、この書面は、債務者の抗弁の対抗可能性を奪う効果を生じる撤回不能かつ無因の支払約束にはなり得ないと考えている(Cass. com., 29 octobre 2003, n° 0102.512, D. 2004, p.61; *Banque et droit*, n° 94, mars-avril 2004, p.60, obs. Bonneau Th.; D. 2004, p.1969 s., obs. Boujeka A.; *RTD com.*, 2004, p.117 s., obs. Cabrillac M.; *RD bancaire et financier* 2004, n° 69, obs. Cerles A. et n° 6, obs. Crédot F.J. et Gérard Y.)。例えば、「事業上の」という形容詞を欠くときは、承諾が無効となる(Cass. Com., 5 novembre 1991, *Bull. Civ.* IV, n° 329)。法律の要求する標題が全く書かれていないときには当然ながら、承諾は無効となる(Cass. com., 3 décembre 2002, n° 0015.839)。

これに対して、「又は質権設定」という用語が欠けているだけでは、問題ないと判断された。「事業債権譲渡の承諾証書」という記載が当該取引の性質に十分に適合していたからである。(Cass. com., 22 février 1994, n° 9210.632, *Bull. civ.* IV, n° 69)。さらに、承諾の方式が遵守されておらず、したがって債務者の約束が譲渡の承諾に値しないにもかかわらず、他の法的根拠に基づいて、債務者が譲渡債権に基づく支払を命じられることがある。例えば、債務者が譲渡を承諾したがそれが不適式であり、その後、この債務者が譲受人に対して抗弁を主張したという事案において、破産院は、「(債務者によって)署名された承諾証書は、無効ではあるが、(債務者)による(譲渡人)に対する負債を異議をとどめずに承認していることを示しており、この場合に、その負債にかかる不確かさは、債務者に民事責任を負わせる」と判断したのであり、これは、結果的に、民法典旧1382条の適用〔不法行為に基づく損害賠償責任〕を媒介として、債務者を承諾が適法になされていた場合と同じ状況におくものであった(Cass. com., 2 décembre 1997, *Dalloz Affaires*, 1998, p.472 s.; *RTD com.*, 1998, p.395, obs. M. Cabrillac)。これに対して、負債の承認の存在及び民法典旧1134条の適用〔合意の拘束力〕を根拠とするものもある(C.A. Metz, 8 février 2006, *JCP G* 2006, IV, 3073)。

13) しかしながら、一般法上の承諾の効果は、ダイイ譲渡の承諾の効果と全く同じというわけではない。というのも、民法典1347-5条は、民法典旧1295条と同様に、同時履行の抗弁について何も述べていないが、判例は、一般法上の債権譲渡の場合には、債務者が承諾をしたとしても、この債務者に同時履行の抗弁権が残されていることを認めていたからである。例えば、破産院予審部1889年2月4日判決(Cass. Req., 4 février 1889, D. 1890, 1, p.421)によれば、「債務者が譲渡を無条件で承認すると、原則的に、債務者は、譲渡人に対して有する債権をもって相殺することはできなくなるが、債務者が譲渡人に対して相殺することができたはずであるので、譲渡債権に内在する瑕疵を譲受人に対抗できる権利は奪われない」。

この点について、アフリカ商事法調和化機構（OHADA）を構成するアフリカの17カ国に適用される新統一担保法は、一般法上の債権譲渡担保を認め、同法85条において譲渡債権の債務者を二重に保護していることが注目に値する。

すなわち、第一に、85条1項は、承諾することができる者を、「本法3条の意味での事業者たる債務者」、すなわち、事業活動に際して発生した負債の債務者に限定している。そして、第二に、承諾証書は、承諾の危険性について債務者の注意を引くための保護機能を有する要式主義に服する。85条2項は、「この約務は、『債権譲渡担保の承諾証書』との標題で、本条の規定を十分にわかりやすい文字で書き写した書面によって確認されなければならない、これに反する場合には無効となる」と規定する。つまり、承諾の効果に結び付けている。

したがって、債務法改正によって可能性が与えられた以上、破毀院が、いつの日か、判例を変更して一般法上の担保目的の債権譲渡を認めることを決心するときがくるならば、上述したのと類似の債務者保護措置をとるために、立法者が介入しなければならないだろう。

このように、ダイイ譲渡制度は、債務法改正に強く影響を与えており、将来的に、さらにいっそう影響を与えていくだろうと思われる。しかし、これからみるように、債務法改正もダイイ譲渡に影響を与えているので、影響関係が相互的であることもまた真実である。

II. ダイイ譲渡に対する債務法改正の影響

債務法改正は、一般法からの補強によって、ダイイ譲渡について既に採用されてきた判例法理をより堅固なものにした（A）。しかし同時に、債務法改正は、債権譲渡に関する一般法を修正したことにより、将来債権譲渡の場合について、一般法上の新債権譲渡による解決とダイイ譲渡による解決の間に新たな不調和を生み出した（B）。

A. 債務法改正によるダイイ譲渡に関する法制度の強化

これまでダイイ譲渡に関する判例によってしか述べられてこなかった準則が一般法上の債権譲渡の中で明文化されたことによって、ダイイ譲渡に関する法制度がより堅固なものになった。

例えば、第一に、破毀院商事部2002年10月22日判決は、譲渡を債務者の承認に服せしめる旨の契約条項の存在を、債務者がダイイ譲渡の譲受人（受益者）に対抗できることを認めていた¹⁴⁾。現

14) 破毀院商事部は、当初、譲受人たる銀行は、承認条項があっても債務者側から支払を受けることを妨げられないと判示していた。すなわち、破毀院商事部2000年11月21日判決は、譲受人たる銀行は、「これを承諾していた場合を除き、そこに記載された承認条項によって拘束されない」と判示していた（Cass. com., 21 novembre 2000, *Bull. civ.* IV, n° 180; *D.* 2001, p.123, obs. V. Avena-Robardet; *Defrénois*, 2001, art. 37358, p.635 s., note M. Billiau; *RTD com.*, 2001, p.203, obs. M. Cabrillac; *RTD civ.* 2001, p.933 s., obs. P. Crocq; *RD bancaire et financier* 2001, p.289, obs. A. Cerles; *D.* 2003, Som. p.343, obs. Martin D.)。

カブリヤック教授が指摘したように、この判決による上述の留保（「銀行がこれを承諾していた場合」）は狭きに失するものであった。というのも、かかる条項の存在を単に認識していれば、銀行もまた譲渡人とともに条項違反を犯したことになるからである。したがって、この留保によって、銀行が譲渡を主張すること

在、この判例法理は、債務法改正によって新設された民法典1321条4項によって維持されている¹⁵⁾。

第二に、判例は¹⁶⁾、ダイイ譲渡について、法定相殺の要件が譲渡通知の日付よりも前に備わったときには、債務者が、相殺の抗弁を譲受人に対抗できることを認めていた。もっとも、債務法改正前においては、この判例法理は批判を受け得るものであった。というのも、譲渡が債務者と債権者の地位の相互性を失わせるからであり、また、立法者によって条文上定められていたダイイ譲渡の第三者に対する即時対抗可能の原則の唯一の例外は、債務者による弁済であって相殺の抗弁ではない以上、ここで考慮されるべきは、譲渡の日付だからである¹⁷⁾。

を禁止すべきであった (M. Cabrillac, obs. préc.)。もっとも、条項の効力は、債務者が、譲渡人とは別の社員に弁済受領権限を与える旨の定款の存在を、譲受人に対抗できることを破毀院が認めた際に (Cass. com., 20 novembre 2001, n° 9821.708, *Banque et droit*, n° 82, mars-avril 2002, p.54 s., obs. Th. Bonneau; *RD bancaire et financier* 2002, p.11 s., obs. F.J. Crédot et Y. Gérard)、間接的に認められていた。

最終的に、破毀院商事部は、学説の批判を受けて判例を変更した。すなわち、破毀院商事部2002年10月22日判決は、「債権譲渡を承諾していない債務者は、譲渡人との人的関係に基づく抗弁」、とりわけ、債務者の同意なくして債権を譲渡することを譲渡人に禁止する条項の存在を、「譲受人たる信用機関に対抗することができる」と判示した (Cass. com., 22 octobre 2002, n° 9914.793, *Droit et patrimoine Hebdo*, n° 449, 27 novembre 2002, p.2 s.; *RD bancaire et financier* 2003, p.12., obs. Crédot F. J. et Gérard Y.; *RTD civ.* 2003, p.129 s., obs. Crocq P.)。

- 15) しかしながら、ダイイ譲渡の場合には、このような条項による譲渡制限が適用されるのは稀である。というのも、新たな経済規制に関する2001年5月16日の法律は、商法典L.442-6条に次のような規律を加えたからである。すなわち、「製造者、商人、工業生産者又は手工業者名簿登録者のために、その契約相手方がこれら者に対して有する債権を第三者に譲渡することを禁止すること……ができる旨の条項又は契約は、無効である」(Ghestin J., Billiau M. et Loiseau G., “*Le régime des créances et des dettes*”, L.G.D.J., 2005, n° 292を参照されたい)。したがって、それ以降、譲渡債権の債務者が同条の列举する事業者のカテゴリーに属する場合には、譲受人たる銀行が譲渡前に譲渡禁止特約について知っていたとしても、当該条項は効力を生じないことになった (譲受人に対する口座開設契約の対抗不能については、Th. Bonneau, obs. sous Cass. com., 9 octobre 2001, *Banque et droit*, n° 81, janvier-février 2002, p.46を、さらに、譲渡禁止条項の効力に関する比較法については、Affaki G. et Stoufflet J., note sous Court of Appeal (Civil Division), 27 février 2007, “Barbados Trust Company Ltd v. Bank of Zambia et al.”, *Banque et droit*, n° 112, mars-avril 2007, p.48 s.を、それぞれ参照されたい)。
- 16) Cass. Com., 14 décembre 1993, *D.* 1994, p.269, note crit. Ch. Larroumet; *adde*, dans le même sens, Cass. com., 26 avril 1994, *Banque*, décembre 1994, n° 554, p.91, obs. J.L. Guillot; Cass. com., 13 décembre 1994, *Bull. civ.* IV, n° 373; *RTD com.*, 1995, p.457, obs. M. Cabrillac; Cass. com., 21 mars 1995, *Bull. civ.* IV, n° 98; Cass. com., 4 avril 1995, *Bull. civ.* IV, n° 112.; Cass. 3e civ., 12 juillet 1995, *D.* 1997, p.95 s., note J.P. Clavier.
- 17) 通貨金融法典L.313-27条によれば、譲渡は、それがなされた時から、債務者を含む全ての者に対抗することができ、L.313-28条はこの原則に対する唯一の例外を定めているにすぎない。すなわち、譲渡債権の債務者が譲渡人に善意で、すなわち、通知前にした弁済は、債務者を解放する。あらゆる例外と同様に、同条は厳格に解釈されなければならない。したがって、同条を通知の日までに生じた他の債務解放手段 (ここでは相殺) を援用することを債務者に許しているものと解してはならなかった (同旨の見解として、Ch. Lachière, “*Le régime des exceptions dans les opérations juridiques à trois personnes en droit civil*”, La Mouette, 2002, n° 239 et 263を参照されたい)。また、破毀院の判例法理は、「相殺は、第三者によって取得された権利を害しない」と規定する民法典旧1298条 (現1347-7条) に反していた。さらに付け加えるならば、ファク

しかしながら、今日では、判例法理が債務法改正によって明文化されたため、これらの批判をすることはできなくなった。すなわち、民法典1324条2項は、相殺の抗弁の譲受人への対抗の可否を譲渡通知の日を基準に決するとしており、これは、ダイイ譲渡という特別法の領域で判例が採用してきた解決に¹⁸⁾、一般法の領域で、立法による正当化を与えるものである。

最後に、債務法改正によって、ダイイ譲渡に関する判例法理がより堅固なものにされた3つ目の例は、1つの債権が複数の譲受人に順次譲渡され、債務者が善意で第二譲受人に弁済する場合に見出だされる。この場合に、判例は¹⁹⁾、第一譲受人が第二譲受人に、譲渡債権について弁済したものの返還を請求できることを認めていた。しかし、判例は、第一譲受人の第二譲受人に対する償還請求の法的根拠を明確に示したことはなかった。

学説は、この場合につき、このような償還請求を不当利得（改正前は、「原因なき利得〔enrichissement sans cause〕〕と呼ばれていたが、債務法改正により、「不当利得〔enrichissement injustifié〕〕と呼ばれるようになった。）に基づくものとしていたが²⁰⁾、この問題は論争の的となり

タリングについて類似の問題が生じた事案において、破産院がこの判例法理と反対の考えを示していた。破産院は、代位弁済後、すなわち、代位が第三者に対抗可能になった時点以後に相殺の条件が備わった場合には、債務者はもはや相殺を援用することができないと考えていたのであり、この場合に、破産院は、譲渡債権の債務者が代位を知っていたか否かを考慮しなかった（Cass. Com., 3 avril 1990, *Bull. civ.* IV, n° 116; *D.* 1991, p.180, note Y. Dagorne-Labbé; *RTD civ.* 1990, p.661, obs. J. Mestre）。これに対して、ファクタリング業者に対してではなく当初の債権者に対してなされた債務者の弁済が債務者を解放するか否かが問題となるときには、債務者がファクタリング契約の存在を知っていたか否かが考慮される（Cass. com., 15 octobre 1996, *Bull. civ.* IV, n° 230）。相殺の抗弁の対抗可能性が問題となっているか弁済の解放的性質が問題となっているかによって、解決方法が異なることは、今日ではもはや通用し得ない。債務法改正によって新設された民法典1346-5条3項は、譲渡債権の債務者の抗弁の対抗可能性に適用される準則を、債務者の抗弁の代位債権者に対する対抗可能性に適用しているからである。

- 18) しかしながら、判例は、相殺の抗弁が牽連する負債に関わるときは、譲渡債権の債務者が、譲渡後又は通知後に、相殺の抗弁を譲受人に対抗することができることを認めている。このことは、まず、黙示的に認められ（Cass. Civ. 3ème 30 mars 1989 et Cass. Com., 21 novembre 1989, *D.* 1990, Somm. p.231, obs M. Vasseur）、その後、明示的に認められた（Cass. Com., 15 juin 1993, *D.* 1993, p.495 s., note Ch. Larroumet; *adde.* dans le même sens, Cass. com., 29 novembre 1994, préc.; Cass. com., 4 avril 1995, préc.; Cass. 3e civ., 12 juillet 1995, préc.）。この判例法理は、今日では、債務法改正によって新設された民法典1324条2項が牽連する負債の相殺と負債に内在する抗弁を同一視したことによって、より堅固なものになっている。
- 19) パリ控訴院1990年1月4日判決（ラルメ教授の判例回顧の資料に掲載されている〔Ch.Larroumet, “Le conflit entre cessionnaires successifs d’une créance transmise par bordereau”, *JCP E* 1990 II, 15877〕。）は、次のように述べていた。1つの債権をめぐる二重譲受人間の争いの場合で、第二譲受人が債務者から支払を受けたときは、第一譲受人は第二譲受人から支払の返還請求を受けられる。破産院は、この点についてまだ判示していないが、パリ控訴院と同じ考えを採るものと思われる。なぜなら、破産院は、ダイイ譲渡の受益者たる銀行とファクタリング会社が争った事案においてこの解決方法を採用していたからである（Cass. Com., 19 mai 1992, *Bull. Civ.* IV, n° 190; *RTD com.*, 1992, p.655, obs. M. Cabrillac et B. Teyssié; *RD bancaire et bourse* 1992, p.236, obs. F.J. Crédot et Y. Gérard）。
- 20) 第一譲受人の償還請求は、第二譲受人の不当利得をその根拠にすることができる。弁済は、一般的に、債務者側にも債権者側にも偏らない中立的な行為である。すなわち、債務者に関しては、弁済は自己の資産から一定の金額を支出させるが、同時にこれに相当する額の負債を消滅させるのであり、それ自体は損失を生じ

続けていた²¹⁾。第一譲受人の第二譲受人に対する償還請求権の法的根拠は、今日では問題とならない。なぜなら、一般法上の債権譲渡について、この償還請求権の存在が民法典1325条の中に明文化されたからであり、一般法の場合に適用されるものは、適用除外が明文化されていない以上、ダイイ譲渡についても妥当するからである。

このように、債務法改正は、一般法上の債権譲渡に関する新法の中で判例法理を明文化することによって、ダイイ譲渡に関する判例上の解釈をより堅固なものにした。

しかしながら、債務法改正は、将来債権譲渡に関して、一般法上の譲渡とダイイ譲渡の間の新たな不一致も生じさせた。

B. 将来債権に関する法制度上の新たな相違の出現

債権譲渡は将来債権を目的とすることもでき、これは、一般法上の債権譲渡の場合もダイイ譲渡の場合も同じである²²⁾。しかし、将来債権の所有の移転がいつの時点で第三者に対抗可能になるかという問題は残されたままである。

ダイイ譲渡の場合について、この問題は、当初の条文では解決されていなかった。しかし、債権譲渡は売買とつながりのあるものとされて、売買は、同意のみによって直ちに所有権の移転を

させる行為ではない (N. Catala, “*La nature juridique du paiement*”, *Bibl. de droit privé*, tome XXV, L.G.D.J., 1961, n° 191, p.276 s.)。反対に、債権者の側に立ってみると、弁済は、たしかに、その資産の中に一定の金額を組み入れるものであるが、同時に債権を消滅させるものである。しかし、弁済に中立性があるといえるのは、弁済がなされるより前に負債又は債権が存在している場合に限られる。しかるに、この場合には、第二譲受人が、譲渡債権を有効に取得することができなかつたため、債務者がした弁済は、第二譲受人に利得を生じさせる。すなわち、第二譲受人の資産の中には弁済よりも前に存在すべき債権が存在せず、それゆえ、弁済が利得とみなされるのである。不当利得の成否について検討すると、まず、第一譲受人には損失がある。なぜなら、第一譲受人は、第二譲受人に弁済がなされたことにより、債務者から弁済を受けることができなくなり、第二譲受人に対して行使する権利が認められなければ、この弁済を受けることができなくなるからである。次に、利得と損失の間に因果関係がある。第二譲受人の利得は、これが続く限り第一譲受人の損失をもたらすからである。最後に、第二譲受人の利得には原因がない。第一譲渡が第二譲渡に対抗可能であることは、第二譲受人が第二譲渡の存在を第一譲受人に対抗できないという結果を必然的にもたらすからである。そして、このことは、第二譲受人は、債務者による譲渡債権の弁済によって得ていた利得の原因として、第一譲受人に第二譲渡を援用できないことを意味する。したがって、不当利得の要件は備わっており、それゆえ、第一譲受人は、不当利得を理由として、第二譲受人に対して訴権を行使することができる。なお、利得者が善意であることは不当利得の成立の障害にはならないので、第二譲受人が第一譲渡の存在を知らなかったことは問題にならない(Cass. 1^{re} civ., 11 mars 2014, n° 12-29.304, *RDC* déc. 2014, p.622, 111c0, note R. Libchaber)。このことは、債務法改正によって新設された民法典1303-4条の文言によって確固たるものになった。

- 21) 特に参照すべきものとして、M. Cabrillac, “Les conflits entre les cessionnaires d’une même créance transmise par bordereau”, *D.* 1990, chron. p.127 s.; Ch. Larroumet, “Le conflit entre cessionnaires successifs d’une créance transmise par bordereau”, *J.C.P.* 1990, éd. E, II, 15877がある。
- 22) 一般法上の債権譲渡の場合の将来債権譲渡は、破産院によって認められていた (Cass. 1^{re} civ., 20 mars 2001, “Banque Sovac immobilier c. M. Fabre, ès qual.”, n° 9914.982, *Bull. civ.* I, n° 76; *D.* 2001, p.3110 s., note L. Aynès; *Banque*, décembre 2001, p.76, obs. J.L. Guillot; *RD bancaire et financier* 2001, p.349, obs. D. Legeais)。その後、債務法改正によって創設された民法典1321条2項によって明文化された。

もたらすことに照らせば、ダイイ譲渡が、何らの方式を要せず、それが行われたまさにその瞬間に第三者に対抗可能になるという準則は、将来債権の所有の移転が、譲渡明細書に付された日に第三者に対抗可能となることを意味していたと考えることができた。債権の発生がその後であることは重要でないのである。

このような考え方は、2003年8月1日の法律によって創設された通貨金融法典L. 313-27条の新規定によって明文化された。同条は、現在、「譲渡は、…債権の発生日…にかかわらず、譲渡明細書に記載された日付に、当事者間で効力を生じ、第三者に対抗可能となる…」と規定する。

この考え方は、判例によって、ある財がその所有権を留保して買主に売却され、次いで、この買主によって第三取得者に転売され、他方で、この買主＝転売人が第三取得者に対する転売代金債権をダイイ譲渡によって銀行に譲渡したという事案において、適用されている。実際には、買主＝転売人が後に支払不能に陥って倒産手続が開始した場合に、債権の譲受人である銀行と、民法典2372条の適用により転売代金債権の上にその担保が〔代位により〕及ぶ留保所有権者との間で、争いが生じてくる。

両者の優劣は、転売代金債権の譲受人たる銀行の権利が第三者に対抗可能になった日、すなわち、ダイイ譲渡の日と、所有権留保による売買の売主が享受する物的代位が第三者に対抗可能になった日、すなわち、判例によれば財が第三取得者に転売された日の先後によって、決せられる²³⁾。これら2つの日の先後により決すると、たいていの場合には売主が優先する。実務上、転売代金債権の譲渡は、ほとんど常に、転売後になされるからである。

これに対して、転売代金債権の譲渡が財の転売よりも前になされる場合には、これは将来債権の譲渡となるが、破産院商事部2010年12月14日判決は²⁴⁾、債権の譲受人が優先すべきであると判断した²⁵⁾。これは、結局のところ、将来債権の所有の移転は、債権譲渡の日に第三者に対抗可能にな

23) 同旨の判決として、Cass. Com., 20 juin 1989, *Bull. Civ.* IV, n° 196, p.130; *D.* 1989, p.431, note F. Pérochon; *Banque*, juillet-août 1989, n° 496, p.760, obs. J.L. Rives-Lange; *RTD com.*, 1989, p.702, obs. M. Cabrillac et B. Teyssié; *RTD com.*, 1989, p.745, obs. A. Martin-Serf; *adde* les concl. de M. l'Avocat général M. Montanier in "*Rapport de la Cour de cassation 1989*", La Documentation Française, 1990, p.185 s.

24) Cass. com., 14 décembre 2010, n° 09-71.767, *RTDCiv.* 2011, p.157, obs. P. Crocq; *D.* 2011, p.8, obs. A. Lienhard; *Act. proc. coll.* février 2011, n° 45, obs. B. Saintourens.

25) もし、企業の顧客に対する債権全てを譲渡し又は質権を設定することが可能であるとするならば、所有権留保の利点は大幅に縮減されるだろう。このような理由により、ドイツの判例は、連邦通常裁判所1959年4月30日判決以来、債権の包括譲渡が、通常供給業者の利益となるべき拡大された所有権留保条項の効力を完全に失わせるときには、良俗違反となるとしている（この判決の全文については、E. Cashin-Ritaine, "*Les cessions contractuelles de sommes d'argent dans les relations civiles et commerciales franco-allemandes*", *Bibl. de droit privé*, tome 348, L.G.D.J., 2001, n° 829 s.）。幸運なことに、フランス法はこのような危険を逃れている。フランス法では、将来債権の譲渡及び質権設定は将来債権の十分に特定されていることを前提とし、これを欠く場合には無効となるからである（通貨金融法典L. 313-23条及び民法典2356条2項）。実際、判例は、特定性の原則が遵守されているか否かを十分に厳格に評価することによって、所有権留保に対する債権譲渡の実効性を保持している（この問題は、アフリカ商事法調和化機構の新統一担保法において、類似の方法で解決されていることを指摘しておこう。同法は、所有権留保の対抗力と担保目的の債権譲渡の対抗力を公示のための方式の履践に服せしめている。この点については、P. Crocq, "*Les sûretés fondées sur une*

るのであって、債権発生日にはじめて対抗可能になるのではないということを認めるに等しい。

このような解決は、売買に関する所有権即時移転の原則が、譲渡目的物の移転が第三者に対抗可能になる日と譲渡それ自体が対抗可能となる日とを区別しないことを前提にしていたことに照らせば、債権譲渡についての一般法と調和のとれたものであった。

このような調和は、債務法改正によって失われたところである。改正により一般法上の債権譲渡の規律は、民法典のなかで、売買の規律と切り離されて規定されており、将来債権に関しては、所有権即時移転の原則に対する例外がおかれている。というのも、債権譲渡の新しい一般法は、民法典1323条3項において、「将来債権の移転は、当事者間でも第三者との関係においても、その債権が発生した日にしか効力を生じない」と規定しており、これは、一般法上の将来債権譲渡はこの債権が発生した日にしか第三者に対抗できないことを意味するからである²⁶⁾。

同条項からは次のことが導かれる。すなわち、上述した、一般法上の債権譲渡による将来の転売代金債権の譲受人と、この債権に所有権が〔代位により〕及ぶ留保所有権者の優劣が問題となる事案では、この2人の有する権利は、将来債権の発生日に同時に第三者に対抗可能になる。このとき、唯一の解決方法は、留保所有権者と債権譲受人に、譲渡債権に対する不分割の権利を認めることであろう。

このことはまた、譲渡人について、将来債権譲渡がなされた日と債権の発生日の間の時期に倒産手続が開始した場合に、一般法上の債権譲渡の実効性をダイイ譲渡のそれよりも弱くするという結果をもたらすものである。というのも、この事案において、将来債権の所有の移転は、一般法上の債権譲渡の場合には譲渡人の倒産手続に対抗することができないのに対して、ダイイ譲渡の場合には対抗できるからである。

しかしながら、フランス法において、逐次に履行期が到来する債権の譲渡が問題となるのは、たいていの場合に賃料債権の譲渡であることからすれば、一般法上の債権譲渡でダイイ譲渡の上述の違いの実務上のインパクトは極めて限定的である。破産院は、賃料債権を、履行期が将来に到来する現在債権であって将来債権ではないと解しているからである。

民法典1323条3項の実務に対する影響は極めて限定的にとどまるところ、新たな差異を生じさ

situation d'exclusivité et le projet de réforme de l'Acte Uniforme portant organisation des Sûretés", *Dr. et patrimoine* n° 197, novembre 2010, p.78 s., spéc. p.82を参照されたい。)

26) もっとも、これに異論を唱える論者もいる (Ch. Gijbers "Le nouveau visage de la cession de créance", *Dr. et patr.* juill.-août 2016, p.48, spéc. p.)。その理由は、将来債権譲渡がこの債権の発生日に対抗可能になることを認めると民法典1325条に反することになるというものである。というのも、同条は、1つの債権について順次に二重譲渡がなされた場合に、2人の譲受人のうち第一譲受人に対して弁済することを債務者に義務づけているからである。しかしながら、この論拠は、次の2つの理由によって、十分に説得力のあるものではない。第一に、譲渡債権の債務者は、1つの債権について争い合う複数の者のうちの1人に弁済することによって有効に解放され、受領者は弁済を有効に保持できるからである。第二に、1325条は、「1つの債権について順次の譲受人が競合する場合には、日付において先じた者に有利に解決される」ことを認めるが、同条で問題となっているのは「日付において先じた者」(第一譲受人)が誰かだけであり、将来債権の二重譲渡の場合には、各譲渡が将来債権の発生日にしか第三者に対抗できないのであるならば、譲受の先後を観念することができず、2人の譲受人が同時に第三者に対抗可能な権利を取得したことになるからである。

せることになったこの条文の実益には疑問があり得る。しかし、債務法改正は、一般的に言えば、一般法上の債権譲渡に関する法制度を、債権に関するその他の取引に関する法制度に近づけることを目的としていたのであった。この点について、法システムの一貫性のためには、同一のルールを採用し、例えば、ダイイ譲渡、証券化、債権質権についての場合と同様に、一般法における将来債権譲渡が直ちに第三者に対抗可能になることを認めるのが望ましかったと思われる。

【注記】

* 本稿は、2016年11月8日に、関西大学法学研究所において開催された第132回特別研究会の「フランス法における債務法改正後の債権譲渡」の講演原稿をピエール クロック（Pierre Crocq）教授（パンテオン＝アサス〔パリ第2〕大学）の許可を得て、翻訳したものである。

なお、講演会当日の司会は馬場圭太教授（関西大学法学部教授、関西大学法学研究所欧州司法研究班研究員）が、通訳は訳者が務めた。

** 翻訳に際しては、馬場圭太教授にご指導いただきました。記して御礼申し上げます。

